

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

許可番号	派 3 4 - 0 5 0 0 0 6
事業所名称	株式会社 山陽テクノサービス
事業所の所在地	広島県福山市南蔵王町 4-17-43

- ① 派遣労働者数（令和 7 年 6 月 1 日付） 324 人
- ② 令和 6 年 派遣先事業所数 101 件
- ③ 令和 6 年 労働者派遣に関する料金の額の平均額（1 日 8 時間計算） 14,267 円
- ④ 令和 6 年 派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間計算） 9,777 円
- ⑤ マージン率平均（令和 5 年 8 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日） 31.5%

※マージン率には、営業利益以外に、法定福利厚生費（労働・社会保険）、その他（有給休暇取得・福利厚生費・労務管理費・採用広告費・教育訓練費等）が含まれます

- ⑥ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
- (1) 労使協定の締結の有無 労使協定を締結している（有効期間：2026 年 3 月 31 日迄）
- (2) 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 全ての派遣労働者
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
- 訓練内容、キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

訓練内容	対象者	実施主体	実施方法	費用負担	賃金支給
入職時教育	新規採用者	当社	OFF-JT	無	有
職能別	1 年以上の雇用が見込まれる方	当社/派遣先	OJT/OFF-JT	無	有
職種転換					
キャリアアップ					

[相談窓口] 事業所責任者または各担当者 TEL：084-926-0481

- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）
- 協会けんぽの福利厚生施設や、その他サービスが受けられます。※社会保険加入者のみ

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

許可番号	派 3 4 - 0 5 0 0 0 6
事業所名称	株式会社 山陽テクノサービス サンテク倉敷
事業所の所在地	岡山県倉敷市笹沖 681-2

- ① 派遣労働者数（令和 4 年 6 月 1 日付） 126 人
- ② 令和 6 年 派遣先事業所数 50 件
- ③ 令和 6 年 労働者派遣に関する料金の額の平均額（1 日 8 時間計算） 14,267 円
- ④ 令和 6 年 派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間計算） 9,777 円
- ⑤ マージン率平均（令和 5 年 8 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日） 31.5%

※マージン率には、営業利益以外に、法定福利厚生費（労働・社会保険）、その他（有給休暇取得・福利厚生費・労務管理費・採用広告費・教育訓練費等）が含まれます

- ⑥ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
- (1) 労使協定の締結の有無 労使協定を締結している（有効期間：2026 年 3 月 31 日迄）
- (2) 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 全ての派遣労働者
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
- 訓練内容、キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

訓練内容	対象者	実施主体	実施方法	費用負担	賃金支給
入職時教育	新規採用者	当社	OFF-JT	無	有
職能別	1 年以上の雇用が見込まれる方	当社/派遣先	OJT/OFF-JT	無	有
職種転換					
キャリアアップ					

[相談窓口] 事業所責任者または各担当者

TEL：086-421-0481

- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

協会けんぽの福利厚生施設や、その他サービスが受けられます。※社会保険加入者のみ

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

許可番号	派 3 4 - 0 5 0 0 0 6
事業所名称	株式会社 山陽テクノサービス サンテク岡山
事業所の所在地	岡山県岡山市中区国富 1-14-2 みらいビル 1F

- ① 派遣労働者数（令和 4 年 6 月 1 日付）

139 人
- ② 令和 6 年 派遣先事業所数

68 件
- ③ 令和 6 年 労働者派遣に関する料金の額の平均額（1 日 8 時間計算）

14,267 円
- ④ 令和 6 年 派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間計算）

9,777 円
- ⑤ マージン率平均（令和 5 年 8 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日）

31.5%
- ※マージン率には、営業利益以外に、法定福利厚生費（労働・社会保険）、その他（有給休暇取得・福利厚生費・労務管理費・採用広告費・教育訓練費等）が含まれます
- ⑥ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

(1) 労使協定の締結の有無

労使協定を締結している（有効期間：2026 年 3 月 31 日迄）

(2) 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

全ての派遣労働者
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容、キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

訓練内容	対象者	実施主体	実施方法	費用負担	賃金支給
入職時教育	新規採用者	当社	OFF-JT	無	有
職能別	1 年以上の雇用が見込まれる方	当社/派遣先	OJT/OFF-JT	無	有
職種転換					
キャリアアップ					

[相談窓口] 事業所責任者または各担当者

TEL：086-273-1099

- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）
- 協会けんぽの福利厚生施設や、その他サービスが受けられます。※社会保険加入者のみ